

国際交流補助実施要綱

1. 目的

この要綱は、富良野市国際交流基金条例施行規則（平成2年規則第19号。以下「規則」という。）第5条及び第12条の規定に基づき、審査基準及び細目を定めることを目的とする。

2. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次の各号に掲げるもの（規則第2条第1項に掲げるもの）で、市内に居住する個人又は団体が行うもの（市が国・道に共催する事業を含む）とする。ただし、富良野市国際交流事業補助金以外の補助金の交付を受けて行う事業は対象外とする。

- (1) 友好都市、その他外国諸都市との交流
- (2) 国外における研修、調査、情報収集等
- (3) 国際交流市民団体の育成
- (4) 研修会、講演会、語学講座等の開催
- (5) その他、国際交流振興のために特に必要な事業

3. 補助対象経費

補助の対象となる経費及び補助率は、別表1及び2に定めるところによるものとし、補助金の額は1件あたり20万円を限度とする。

4. 補助事業者の要件

- (1) この補助金の交付を受けようとする者は、地域に根ざした国際交流を積極的に推進する意志があり、かつ向学心に富む者でなければならない。
- (2) この補助金の交付を受けた者は、事業終了後積極的に国際親善交流に努めなければならない。
- (3) この補助金を受けようとする者（但し、個人に限る。）への補助は、1回限りとする。

5. 申請の期限

この補助金の交付を受けようとする者は、事業実施1カ月前までに関係書類を市長に申請しなければならない。

6. 補助金の交付決定

前条の申請があったときは、審査委員会において内容を審査し、補助金を交付するか否かを決定し、予算の範囲内で交付する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

別表 1

国際交流事業補助率

補助対象事業	事業区分	事業内容	補助率	
			1ヶ月以内	1ヶ月以上 1年以内
A 友好都市交流	オーストリア国シュラートミンク市との友好都市締結を基に、スキー・観光等の研修視察、次代を担う青少年の親善交流を図る活動	1. 市民団体の友好親善交流 2. 農業者, 観光業者, その他市民の研修視察交流 3. 小学生以上を対象とした研修, 見学交流		
B 国外諸都市交流	諸外国との交流を通し友好親善と生活様式を理解するとともに、国際的視野を広める活動	1. 市民団体の友好親善交流 2. 市民の研修, 視察交流 3. 小学4年生以上を対象とした研修, 見学交流	50%	40%
C 学生・生徒の交換留学交流	国際交流の中核となる青少年を育成することをめざし、語学力の習得と国際感覚の醸成を図る活動	1. 中学生以上を対象とした交換留学		
D 国際交流人材育成活動	市民の国際化に対する受容性と包容力を増進させる活動	1. 国際交流市民団体の育成と支援 2. 国際交流に対する研修会、講演会、語学講座交流会等の開催 3. 語学指導や国際協力を行う	50%	

※ 1ヶ月以上にわたるCの事業においては、受入学校等を指定し、規律正しい研修や交流を図らなければならない。

1. 国際交流補助対象経費（海外渡航経費）

経費の内訳及び額		備考
国外航空運賃	実 費	正規の航空運賃ではなく、チケット等購入の実際の運賃 ※空港使用料、出入国税、サーチャージ料を含む
国内航空運賃	実 費	正規の航空運賃ではなく、チケット等購入の実際の運賃
国外移動費（鉄道・船・バス等）	実 費	
国内移動費	実 費	
国外宿泊費 1. 北米・欧州・中近東・オセアニア 2. アジア・中南米・アフリカ 3. 1. 2以外の地域	1泊 16,100円 11,600円 12,900円	ホームステイ、ファームステイの場合を除く。
国内宿泊費	9,800円 10,900円	道内 道外
国外滞在費 1. 北米・欧州・中近東・オセアニア 2. アジア・中南米・アフリカ 3. 1. 2以外の地域	1日 5,200円 3,800円 4,200円	
国内滞在費	1,100円	

2. 国際交流補助対象外経費

(1) 海外渡航の対象外経費

- 1 添乗経費、通訳・ガイド料、
- 2 旅行雑費（予防注射料、旅券の交付手数料、査証手数料、外貨交換手数料）
- 3 旅行保険料
- 4 報告書印刷代、チップ、ガイドブック費用及びこれらに類する費用

(2) 各事業共通の対象外経費

1. 食料費（食事代）
2. 出役者の賃金・日当